

大広報第554号
平成28年9月21日

特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン
理事長 瀬戸久夫 様
同 永井敬三

大分県警察本部長
松坂規生



回 答 書

平成28年9月6日付で申し受けた質問書に対して、下記のとおり回答いたします。

記

別府警察署による不適正事案は、違法行為によってビデオカメラが設置され、必要性及び相当性が認められない撮影が行われていたものであり、大分県個人情報保護条例に定められた個人情報の適正な取扱いの確保や、個人の権利利益の保護への配慮を欠いていたと言わざるを得ないと認識しております。

今後は、このような事案が二度と発生しないよう、適正な職務執行を期すために必要な教育を行うなどしてまいりたいと考えております。

なお、本件ビデオカメラの映像データは、現在、建造物侵入事件の証拠品となっておりますが、捜査の必要性がなくなり次第、削除することといたしております。

以 上